

## Main topic

### ◆開所から満5年が経過しました。

半田知多総合法律事務所は、2017年6月1日に開業しましたが、事務所開所から満5年が経過しました。

5年のうちに事務職員も増え、熟練し、さらに複雑・多様な案件に対応可能な体制が整ってまいりました。

また、日頃から、弊所にご相談、ご依頼、ご紹介していただき、大変感謝しております。特に、弊所を紹介していただくことは、弊所のサービスに満足していただいている一つの証として大変うれしく感じています。

ご相談、ご依頼いただいた案件に、日々全力で取り組むことでお返しをさせていただきます。



半田知多総合法律事務所  
弁護士（愛知県弁護士会所属）

Hideshige Hirano

平野 秀 繁

## Sub topics

### ◆相続登記が義務化されます。

ついに、令和6年4月1日より、相続登記が義務化されます。

不動産登記法第76条の2に「所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。」との規定が新設されました。

被相続人が不動産を保有している場合、相続の開始により原則として不動産は各相続人の遺産共有状態となりますから、相続登記申請義務を負うこととなります。

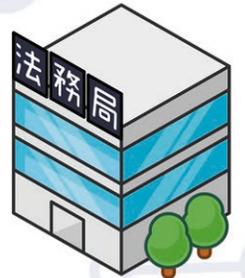
今までは、登記手続きをせずにそのままにしているケースが散見されましたが、これからは罰金の規定もあるため、注意が必要となります。

### ◆2022年10月8日、さかなクンが半田にやってきます。

ここ3年は開催されませんでしたでしたが、2022年10月8日（土）に、愛知県弁護士会半田支部の「法の日記念行事」（チケット制、入場料無料）が開催され、さかなクンを講師としてお招きすることとなりました。場所は半田市役所向かいのアイプラザ半田です。

今年も、平野は法の日委員会の副委員長として関わります。3年前は台風で中止、直近2年は新型コロナウイルスで中止のため、副委員長も4年目となりました（周りの弁護士から「万年副委員長」とからかわれています）。

まだ、弊所にチケットが残っていますので、ご遠慮なく弊所にお声がけください（弁護士会半田支部でも配布しています）。



### ◆コラム～5年越しの事務所看板の設置

事務所ビルの前の昭和町1丁目の交差点に看板を設置しました。

弊所では、以前から事務所前に看板を設置したいという希望があったものの、5年間、事務所前の看板に空きがはず、待ち続けていました。

ついに、2022年の1月に悲願が成就し、設置することができました。

開業当初はまさか看板を設置するのに5年もかかるとは思ってもみませんでした。

相談者・依頼者の方の目印となり、事務所の場所が分かりやすくなり、本当に良かったと思います。

お近くをお通りの際には、是非ご覧いただけると幸いです。



半田知多総合法律事務所  
〒475-0922  
愛知県半田市昭和町1-60-10  
NYビル4階  
TEL：0569-47-9630



弊所ホームページもご覧ください。  
URL：<https://handalaw.jp>

半田知多総合法律事務所

検索